

# 建設工事に関する入札・契約制度改正について

【平成21年1月1日施行】

## 1 失格判断基準額1の算定における下限値設定について

現行：(下限値の設定なし)

改正：失格判断基準額1は低入札案件における全入札参加者の純工事費相当額の平均額の95%としているが、平均額の算出において、下限値(設計額の純工事費相当額の70%)を下回る入札者の純工事費相当額については、下限値に置き換えて失格判断基準額1を算定する。

### (1) 改正理由

当県の建設工事において、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査の一環として失格判断基準額を適用している。

失格判断基準額1の算定において、これまで上限値(入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換える。)の設定は行っていたが、下限値は設けていなかった。

このことによって、失格判断基準額1の純工事費相当額の平均額が操作される可能性があることから、異常値を排除するため、これまでの入札結果に基づき市場性を検証した結果、設計額の純工事費相当額の70%を下限値として設定することとしたもの。

### (2) 施行日

平成21年1月1日(1月1日以降に入札公告又は通知する案件から適用)

### <参考>

・失格判断基準額1：低入札案件の全入札参加者の純工事費相当額の平均額×0.95

(ただし、入札者の工事費内訳書において計上されている純工事費相当額(以下「入札者の純工事費相当額」という。)が、設計額の純工事費相当額を上回る場合については、設計額の純工事費相当額に置き換えるものとし、入札者の純工事費相当額が、設計額の純工事費相当額に70/100を乗じた額(1円未満は切り捨てる。以下「70%相当額」という。)を下回る場合については、70%相当額に置き換えるものとする。)

・失格判断基準額2：設計額における現場管理費相当額×(0.35 + 下請純工事費÷全純工事費×0.45)

・失格判断基準額3：設計額における一般管理費相当額×0.45

・失格判断基準額4：直接工事費における想定下請応札率÷応札率<1.0